

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件

制定：令和 2年 3月10日財務省・農林水産省告示第5号

**株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件**

令和 2年 3月10日財務省・農林水産省告示第5号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号及び第四第一号の3の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年三月十日 財務大臣 麻生 太郎  
農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
五 法別表第一第八号の下欄のヲの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。	五 法別表第一第八号の下欄のヲの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。
林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な次の資金（4及び5に掲げるものについては、育林業を営む者に限る。）	林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な次の資金（4及び5に掲げるものについては、育林業を営む者に限る。）
1・2 (略)	1・2 (略)
3 社会的又は経済的環境の変化その他の林業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合に、林業経営の維持安定に必要な資金	3 社会的又は経済的環境の変化その他の林業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合に、林業経営の維持安定に必要な資金
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
<u>(6) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること</u>	(新設)

(7)～(11) (略)	(6)～(10) (略)
4・5 (略)	4・5 (略)
七 法別表第一第八号の下欄のタの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。	七 法別表第一第八号の下欄のタの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。
漁業者が、漁業経営の安定を図るのに必要な次の資金（4に掲げるものについては、沿岸漁業者（沿岸漁業に精進する見込みのある者で漁業経営の再建整備を図ろうとするものに限る。）で、その漁船、漁具等を売り渡す等その漁業経営に著しい支障を及ぼすことなしには当該資金を調達することが困難と認められるものに限る。）	漁業者が、漁業経営の安定を図るのに必要な次の資金（4に掲げるものについては、沿岸漁業者（沿岸漁業に精進する見込みのある者で漁業経営の再建整備を図ろうとするものに限る。）で、その漁船、漁具等を売り渡す等その漁業経営に著しい支障を及ぼすことなしには当該資金を調達することが困難と認められるものに限る。）
1・2 (略)	1・2 (略)
3 社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合に、漁業経営の維持安定に必要な資金	3 社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合に、漁業経営の維持安定に必要な資金
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) <u>新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。</u>	(新設)
(7)～(11) (略)	(6)～(10) (略)
4・5 (略)	4・5 (略)
十七 法別表第四第一号の3の主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。	十七 法別表第四第一号の3の主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。
農業者が、農業経営の安定を図るのに必要な次の資金	農業者が、農業経営の安定を図るのに必要な次の資金
1・2 (略)	1・2 (略)
3 社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合に、農業経営の維持安定に必要な資金	3 社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合に、農業経営の維持安定に必要な資金
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) <u>新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来</u>	(新設)

すおそれがあること。	
<u>(7)～(11)</u> (略)	<u>(6)～(10)</u> (略)

\*\*\*\*\*